

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [公務員関係法](#) | [教育公務員特例法](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

教育公務員特例法

教育公務員特例法

地方公務員のうち、教育を通じて国民全体に奉仕するものを教育公務員といい、その職務と責任の特殊性に基づいて、以下に示す事項について定めている。

1 総則 2 任免、給与、分限及び懲戒 3 服務 4 研修 5 大学院修学休業 6 職員団体 7 教育公務員に準ずるものの特例

一般の公務員と教育公務員の服務上の規定で異なる点としては、研修に関する事、政治的行為の制限に関する事、兼職及び他の事業等の従事に関する事が挙げられる。

<研修に関する事>

- ・ 教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努める義務を負うとともに、その機会を与えられなければならない。
- ・ 教育公務員の研修について一般の公務員にはない特例として、①教員は授業に支障のない限り、校長の承認を得て勤務場所を離れて研修を行うことができること、②任命権者の定めるところにより、職を保有したままで長期研修を受けることができること、がある。

<政治的行為の制限>

- ・ 教育公務員は地方公務員であることから、地公法に基づき一定の政治的行為が禁じられている。また、教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑み、公立学校の教育公務員については国家公務員と同様の制限がある。ただし、国家公務員法110条1項の罰則規定は適用されない。

<兼職及び他の事業等への従事>

- ・ 地方公務員は、私企業やその他の団体の役員等との地位を兼ねること、私企業を直接経営すること、又は報酬を得て事業・事務に従事することを原則として禁じている。しかし、教育公務員は、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合、教育に関する兼職について給与を受けことができ、職務専念義務の免除を受けて、他の教育に関する兼業を行うことができるという優遇措置がある。

【出典及び参考資料】

「すぐわかる教育放棄」窪田眞二〔編〕（学陽書房）
「教育法規便覧」窪田眞二・小川友次〔著〕（学陽書房）

【参考条文】

（研修）

- 第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

- 第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

- 第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかか

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

ならず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法の例による趣旨を含むものと解してはならない。第110条第1項

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE [ワーカーズ・ライブラリー]

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.